

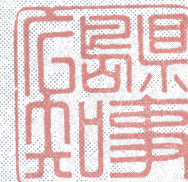
産業廃棄物処分量許可証

住所 広島県広島市南区東雲二丁目16番37号
氏名 株式会社 本田春荘商店
代表取締役 本田 耕市

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎英彦



許可の年月日 令和2年12月28日

許可の有効年月日 令和7年12月27日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（切断、圧縮梱包）

産業廃棄物の種類

【切断】廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板及び廃石膏ボードを含み、廃容器包装、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であることを除く。）

【圧縮梱包】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（廃容器包装に限る。）、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃ブラウン管、廃石膏ボード及び廃容器包装を含み、廃プリント配線板、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であることを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 切断施設

広島県東広島市西条中央四丁目700番5 平成22年6月22日設置
処理能力 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず48t/日

(2) 圧縮梱包施設

広島県東広島市西条中央四丁目700番2 平成22年6月22日設置
処理能力 紙くず144t/日、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず100t/日

(3) 保管施設

ア 広島県東広島市西条中央四丁目700番2 11.2㎡、紙くず 保管上限11.2㎡、屋内保管
イ 広島県東広島市西条中央四丁目700番2 12.9㎡、廃プラスチック類 保管上限12.9㎡、屋内保管
ウ 広島県東広島市西条中央四丁目700番5 4㎡、繊維くず 保管上限2.9㎡、屋内保管
エ 広島県東広島市西条中央四丁目700番5 4㎡、木くず 保管上限2.9㎡、屋内保管
オ 広島県東広島市西条中央四丁目700番5 4㎡、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 保管上限2.9㎡、屋内保管
カ 広島県東広島市西条中央四丁目700番5 17.3㎡、金属くず 保管上限15.6㎡、屋内保管

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年1月6日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有